

新型コロナウイルス感染症の影響に対する個人、世帯向け支援一覧（相談窓口）

新型コロナウイルス感染症の拡大による「緊急事態宣言」が4月7日に発令されていましたが、5月25日に全面解除となりました。この間、学校休校、在宅勤務、休業、時短外、外出自粛などにより、ご苦労された方々が多くいらっしゃったと思います。私も議会を通じ、県民の皆さまのために何が出来るかと模索しながら動いております。その一環として、「新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援について」をまとめました。少しでもお役立ていただければ幸いです。

また、『店舗の賃料の負担を軽減のため、売上げが一定程度落ち込んだ事業者を対象に原則、**賃料の3分の2を半年分給付**』、『地域の医療提供体制を強化するための**「緊急包括支援交付金」を増額**、医療従事者などに慰労金として**最大20万円支給**』、『雇用調整助成金の上限額の**1万5000円へ引上げ**、勤務先から休業手当を受け取れない方への**月額33万円を上限に給付**』、『ひとり親世帯への児童扶養手当の受給世帯に**5万円支給**、第2子以降に**3万円加算**、児童扶養手当を受取っていないひとり親世帯も含め、収入が大きく減少した場合に**5万円支給**』などが盛り込まれた第2次補正予算案が5月27日に閣議決定されました。こちらについては詳細を次号以降に紹介いたします。

2020.5.29時点

個人・世帯向け	すべてのみなさま	特別定額給付金	一人当たり 10万円	0120-260-020 特別定額給付金コールセンター	
	業務・通勤などの発症	労災保険休業補償	平均賃金の 80% 補償	労働基準監督署（藤沢労働基準監督署） 0466-97-6749	
	休業・失業等で生活資金に不安	住居確保給付金	家賃相当額（上限あり）を支給		鎌倉市健康福祉部生活福祉課 0467-61-3958
		緊急小口融資	最大 20万円 を貸付		
		総合支援資金（生活支援費）	月15万円以内 （単身世帯）を貸付 月20万円以内 （複数世帯）を貸付	最大 20万円 を貸付 鎌倉市社会福祉協議会 0467-23-1075	
	年金・保険料等が払えない	国民年金	支払い免除・支払い猶予の相談		鎌倉市健康福祉部保険年金課 0467-61-3963
		国民健康保険料	支払い猶予・疾病手当の支給相談		鎌倉市健康福祉部保険年金課 0467-61-3607
		介護保険料	支払い猶予の相談		鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課 0467-61-3949
	納税が厳しい	県税	納税猶予の相談		046-823-0210（横須賀税事務所）
		市民税	納税猶予の相談		鎌倉市総務部納税課 0467-61-3915
子育て世帯向け	家計支援のための支給	子育て世帯への臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円 （児童手当受給世帯）	申請手続き不要	
	子の世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	臨時休業に伴い小学校に通う子どもの世話の為に休業した従業員の事業主に助成。1日当たり 上限8330円	0120-60-3999 （学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター）	
	子の世話で自分が休業	小学校休業等対応支援金	臨時休業に伴い小学校に通う子どもの世話の為に休業した個人事業主に支援。1日当たり 上限4100円		

神奈川県議会議員



いいのまさたけ

検索

飯野まさたけ 県政レポート

〒247-0056

鎌倉市大船1-9-1-2F

電話 0467-84-9697

FAX 0467-84-9698

県政レポート 2020年6・7月号

編集・発行 立憲民主党・民権クラブ

鎌倉市政務活動事務所



新型コロナウイルス対策への主な支援等について 鎌倉版Ver. 5.0QRコード



新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援一覧 (相談窓口) 2020.5.29時点

事業者向け

県からの要請で休業	休業要請先に対する協力金【第一弾】	休業した場合： 最大30万円 営業時間短縮した場合（飲食店等に限る）： 10万円	神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 平日 9:00から17:00まで 045-285-0536 または 050-1744-5875 ダイヤル9を押してください。
	休業要請先に対する協力金【第二弾】	5/12~31休業もしくは営業時間短縮した場合： 10万円	
売上が前年比半減	持続化給付金	売りが前年同月比 50%以上半減	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570（無料） 03-6831-0613（有料） 鎌倉申請サポート会場 （0120-115-570）
		法人： 上限200万円 個人事業主： 上限100万円	
			
デリバリー、テイクアウト導入、安心の食事や商品の提供	神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金	売上減少の小売店や飲食店、非対面ビジネスの構築に掛かった経費や感染症対策に掛かった経費を補助。 補助上限： 100万円 補助率3/4	神奈川県 中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金班 070-1187-0382 070-1187-1304 070-1187-0464 070-1187-0549 070-1187-0564
商店街で感染症防止対策や販売促進を図りたい		商店街団体等が行う感染症防止対策や販売促進経費を補助。 上限300万円 補助要件：補助対象経費： 30万円以上 補助率：補助対象経費の 1/2以内	
賃金が払えない	雇用調整助成金	一時帰休等により労働者の雇用維持を図った場合 休業手当等の一部を助成。	神奈川県労働局 神奈川助成金センター 045-650-2801
テナント料が払えない	家賃支援補助金	売上が減少し、家賃の支払いにお困りの中小企業者（法人・個人）の皆様を対象に家賃相当額を支援	鎌倉市市民生活部商工課 家賃支援補助金担当 0467-61-3641
資金繰りのための融資を受けたい	神奈川県中小企業制度融資	民間金融機関を通じた資金繰り支援。 当初3年間実質 無利子 。	神奈川県金融課 045-210-5695
	日本政策金融公庫の融資	当初3年間実質 無利子 の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」	日本政策金融公庫 横浜支店 045-201-9912

2020年5月18日に、**早稲田ゆき**衆議院議員、**岡田かずのり**前鎌倉市議、**飯野まさたけ**（県議会のため申し入れ時は欠席）の連名で、松尾崇鎌倉市長に要望書を提出しました。新型コロナウイルス感染症対策の「**鎌倉市中小企業家賃支援補助金**」の対象から、**三親等内親族からの賃借人等**や**市外在住者**が対象外となり、救済措置の格差生じ地域コミュニティ分断の懸念があり、早急な対策を要望いたしました。また、4月のみの売上で判断するところ、例えば、介護保険収入は2か月遅れの入金であることから4月の売上が下がらず対象とならないケースや請負工事の入金が4月にありその月だけ売上があるケースなどがあり、支援が受けられない場合があります。**別途の支援制度を構築する必要があります。**

